

# 伊 勢 市 公 報

第 305 号  
平成 30 年 7 月 20 日  
金 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	24
○ 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	27
○ 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	32
○ 伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	34
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市会計規則の一部を改正する規則	36
○ 伊勢市ごみ分別啓発PRキャラクター着ぐるみ製作業務受託者選定委員会規則	39
○ 伊勢市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則	42
<b>告 示</b>	
○ 違法放置物件に対する措置について	44
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	45
○ 道路の区域変更について	46
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	47
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	48
<b>公 告</b>	
○ 公示送達	49
○ 農用地利用集積計画について	50
○ パブリックコメントの結果公表について	51
○ 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更に係る案の縦覧について	52

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 7 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第29号

### 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例

(伊勢市市税条例の一部改正)

第1条 伊勢市市税条例(平成17年伊勢市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加える。

第48条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされてい

る事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改

正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に

1 銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第14項を同条第19項とし、同条第13項を削り、同条第12項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第10条の2第11項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第10項中「附



則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第8項の次に次の5項を加える。

9 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

10 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

11 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

12 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

13 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

20 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

21 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 伊勢市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第19項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第20項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46

項」に改める。

第3条 伊勢市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4」を「0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 伊勢市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 伊勢市市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、

同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(伊勢市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 伊勢市市税条例の一部を改正する条例(平成27年伊勢市条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「伊勢市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「伊勢市市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中伊勢市市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条第1項の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中伊勢市市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定

平成31年 4 月 1 日

- (4) 第 2 条中伊勢市市税条例第94条第 3 項の改正規定 平成31年10月 1 日
- (5) 第 1 条中伊勢市市税条例第23条第 1 項及び第 3 項並びに第48条第 1 項の改正規定並びに同条に 3 項を加える改正規定並びに次条第 3 項の規定 平成32年 4 月 1 日
- (6) 第 3 条並びに附則第 8 条及び第 9 条の規定 平成32年10月 1 日
- (7) 第 1 条中伊勢市市税条例第24条第 1 項第 2 号の改正規定、同条第 2 項の改正規定（第 2 号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の 2 及び第34条の 6 の改正規定並びに同条例附則第 5 条の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成33年 1 月 1 日
- (8) 第 4 条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月 1 日
- (9) 第 5 条の規定 平成34年10月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第 7 号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第 1 条の規定による改正後の伊勢市市税条例（次条第 1 項において「新条例」という。）第23条第 1 項及び第 3 項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第 5 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の

法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条におい

て「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(附則第1条第1号に掲げる規定の施行に伴う市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(伊勢市市税条例の一部を改正する条例(平成27年伊勢市条例第34号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律

(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。) 附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には伊勢市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には伊勢市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは	伊勢市市税条例等の
------	-------------	-----------

	第2項、	一部を改正する条例 (平成30年伊勢市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。) 附則第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2	平成30年改正条例附則



	項	第6条第3項
--	---	--------

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、伊勢市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(附則第1条第6号に掲げる規定の施行に伴う市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、

これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には伊勢市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には伊勢市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の伊勢市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは	伊勢市市税条例等の
------	-------------	-----------

	第2項、	一部を改正する条例 (平成30年伊勢市条例 第 号。以下この条 及び第2章第4節にお いて「平成30年改正条 例」という。) 附則第 9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは 第2項	平成30年改正条例附則 第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申 告書、第98条第1項若 しくは第2項の申告書 又は第139条第1項の 申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則 第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様 式又は第34号の2の2 様式	地方税法施行規則の一 部を改正する省令(平 成30年総務省令第25 号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則 第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2 項	平成30年改正条例附則 第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2 項	平成30年改正条例附則 第9条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由

により、伊勢市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(附則第1条第8号に掲げる規定の施行に伴う市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には伊勢市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には伊勢市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるも

のに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の伊勢市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	伊勢市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年伊勢市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
------	-----------------	--

第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、伊勢市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施

行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 7 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一



## 伊勢市条例第30号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第15項を附則第16項とする。

附則第14項中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項の前の見出しを削り、同項を附則第13項とし、同項の前に見出しとして「（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第11項中「附則第7項」を「附則第8項」とし、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第7項」を「附則第8項」とし、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第8項」とし、同項を附則第10項とする。

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項の前の見出しを削り、同項を附則第8項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第

4 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第15条第39項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、5 分の 4 とする。

第 2 条 伊勢市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第15項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中伊勢市都市計画税条例附則第14項の改正規定（「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める部分に限る。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(2) 第 2 条の規定 平成31年 4 月 1 日

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 7 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第31号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に、「第16条」を「第16条第1項」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「並びに第17条第1項」を「、第17条第1項」に改め、「第3項まで」の次に「並びに附則第3条」を、「保育所」の次に「(子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)」を、「幼稚園」の次に「(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)」を、「認定こども園」の次に「(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第37条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第1項を附則第1条とする。

附則第2項中「施行の日の」を「施行の日（以下「施行日」という。）の」に、「若しくは事業を行う者」を「又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）」に、「施行日後」を「施行日以後」に、「この条例の施行の日から」を「施行日から」に、「業務に限る」を「部分に限る」に

改め、同項を附則第2条とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第3条とする。

附則第4項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第4条とする。

附則第5項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を附則第5条とする。

附則に次の見出し及び4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保

育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 7 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一



伊勢市条例第32号

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

- (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が  
適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 7 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第33号

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年伊勢市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「第6項」を「第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第28号

伊勢市会計規則の一部を改正する規則

伊勢市会計規則（平成17年伊勢市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項に次のただし書を加える。

ただし、事務の性質上領収証書を発行し難いときは、領収証書の交付を省略することができる。

別表総務部の部職員課の項中「給与厚生係長」を「職員課員」に改め、同部管財契約課の項中「契約係長」を「管財契約課員」に改め、同表情報戦略局の部広報広聴課の項中「広報広聴係長」を「広報広聴課員」に改め、同表環境生活部の部市民交流課の項中「市民交流係長」を「市民交流課員」に改め、同表健康福祉部の部こども課の項を次のように改める。

こども課	課長	こども課の所管事務に係る諸収入金の収納	こども課員 各保育所（園）長 各保育所（園）主任保育士 しごうこども園長 しごうこども園主任保育教諭
------	----	---------------------	--

別表健康福祉部の部こども発達推進室長の項中「おおぞら児童園長」を「おおぞら児童園職員」に改め、同部障がい福祉課の項中「障がい福祉係長」を「障がい福祉課員」に改め、同表産業観光部の部農林水産課の項中「管理係長」を「農林水産課員」に改め、同表都市整備部の部基盤整備課の項中「道路係長」を「基盤整備課員」に改め、同部維持課の項中「管理係員」を「維持課員」に改め、同部建築住宅課の項中「住宅係員」を「建築住宅課員」に改め、同表消防本部の項中「経理係員」を「総務課員」に

改め、同表議会事務局の項中「庶務係長」を「議会事務局書記」に改め、同表選挙管理委員会事務局の項中「選挙係長」を「選挙管理委員会事務局書記」に改め、同表農業委員会事務局の項中「振興係長」を「農業委員会事務局書記」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市ごみ分別啓発PRキャラクター着ぐるみ製作業務受託者選定委員

会規則をここに公布する。

平成30年7月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第29号

### 伊勢市ごみ分別啓発PRキャラクター着ぐるみ製作業務受託者選定 委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市ごみ分別啓発PRキャラクター着ぐるみ製作業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市ごみ分別啓発PRキャラクター着ぐるみ製作業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、環境生活部清掃課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 7 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第30号

伊勢市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉事務所長事務委任規則（平成28年伊勢市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「第55条の4第2項」の次に「(同法第55条の5第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第18号を同項第19号とし、同項第12号から同項第17号までを1号ずつ繰り下げ、同項第11号中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 生活保護法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給に関すること。

第2条第2項第1号中「第55条の6第1項」を「第55条の7第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 104 号

道路法第 44 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり違法放置物件を  
保管したので、同条第 3 項の規定により公示します。

平成 30 年 7 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 違法放置物件及び除去した日

整理番号	名称又は種類	形状	除去した日
85	石灯籠	石灯籠(15 尺)	平成 30 年 6 月 26 日
86	石灯籠	石灯籠(15 尺)	平成 30 年 6 月 27 日
87	石灯籠	石灯籠(15 尺)	平成 30 年 6 月 27 日
88	石灯籠	石灯籠(15 尺)	平成 30 年 6 月 28 日
90	石灯籠	石灯籠(15 尺)	平成 30 年 7 月 5 日
91	石灯籠	石灯籠(15 尺)	平成 30 年 7 月 3 日
92	石灯籠	石灯籠(8 尺)	平成 30 年 6 月 29 日
93	石灯籠	石灯籠(15 尺)	平成 30 年 7 月 4 日

2 放置されていた場所

伊勢市岩淵 2 丁目地内 市道岡本吹上線路上

3 保管を始めた日

平成 30 年 7 月 5 日

4 保管の場所

伊勢市御薊町小林地内

5 問合わせ先

伊勢市都市整備部維持課管理係 (電話 0596-21-5589)

伊勢市告示第 105 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 30 年 7 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 30 年 7 月 17 日（火）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号  
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件  
議案第 3 号 平成 29 年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を  
求めることについて

伊勢市告示 106 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 7 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	辻久留 3 丁目 1 号線	辻久留 2 丁目 366 番 2 地先から 辻久留 2 丁目 296 番 11 地先まで	旧	2.7～6.1	52.0
			新	3.8～11.5	52.0

伊勢市教育委員会告示第 11 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 30 年 7 月 11 日

伊勢市教育委員会

教育長職務代理者 松田 丈輔

記

- 1 日 時 平成 30 年 7 月 23 日（月）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1 ・ 2 会議室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第 38 号 伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について
  - 議案第 39 号 平成 31 年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択について
  - 議案第 40 号 奨学生の決定について

伊勢市農業委員会告示第 8号

伊勢市農業委員会第151回総会を次のとおり招集します。

平成30年7月6日

伊勢市農業委員会

会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 平成30年7月13日(金)午後1時30分
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2-4会議室
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 非農地証明願について
  - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)
  - 議案第6号 農地法に係る別段面積について



伊勢市公告第 58 号

公 示 送 達

下記の者の移管最終催告書兼差押執行予告書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 59 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 30 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 60 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市ごみ処理基本計画（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成 30 年 7 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名  
伊勢市ごみ処理基本計画（案）
- 2 案の公告日  
平成 30 年 2 月 21 日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部清掃課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 61 号

伊勢市地域の農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 5 第 1 項第 27 号ロの規定により公告し、当該計画の変更案をその公告の日から 30 日間縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

平成 30 年 7 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更案の縦覧期間  
自 平成 30 年 7 月 13 日  
至 平成 30 年 8 月 13 日
  
- 2 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更案の縦覧場所及び意見書の提出先  
伊勢市産業観光部 農林水産課 御菌総合支所 1 階  
郵送 〒516-8501  
伊勢市御菌町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課  
T E L 0596-22-0370  
F A X 0596-21-5605  
電子メール [nourin@city.ise.mie.jp](mailto:nourin@city.ise.mie.jp)
  
- 3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項  
意見書は、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。  
意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記してください。